

資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）

I. 経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、保険会社が損失を被るリスクをいう。なお、資産運用リスクは以下の3つのリスクからなる。
 - ① 市場リスク ～ 金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。
 - ② 信用リスク ～ 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスク。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により保険会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。
 - ③ 不動産投資リスク ～ 賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、保険会社が損失を被るリスク。
- ・ 保険会社の資産と投資行動は、その負債特性やリスク特性及び自己資本等の経営体力に応じたものであることが必要である。特に、保険会社の運用戦略の設定における重要な要素は負債特性である。自らの将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することが重要である。
- ・ 保険会社における資産運用リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産運用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、保険会社が採用すべき資産運用リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、資産運用リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能して

いない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、資産運用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、資産運用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、統合的リスク管理部門と資産運用リスク管理部門が適切に連携を図ることができるよう、方針及び具体的な方策を検討しているか。また、負債特性が戦略目標の設定における重要な要素であることを十分認識し、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保するための方針及び具体的な方策を検討しているか。さらに、資産運用リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の資産運用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な資産運用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は各種資産運用リスクを包括的に評価する方法（評価・計測手法、前提条件等を含む。以下「資産運用リスク評価方法」という。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【運用部門の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、資産運用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な運用部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。運用部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等¹の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ 負債特性を運用部門の戦略目標の設定における重要な要素として位置付け、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することとしているか。
- ・ どの程度の資産運用リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、資産運用リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定の資産運用リスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることが目標とするのか等を明確にしているか。

¹ ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。

- ・ 運用部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、資産運用リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な資産運用リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【資産運用リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、資産運用リスク管理に関する方針（以下「資産運用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。また、資産運用リスクの限度枠に関する方針は、負債特性及び保険会社全体として許容できるリスクを考慮したものとなっているか。

- ・ 資産運用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 資産運用リスク管理に関する部門（以下「資産運用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価に関する方針
- ・ 負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定に関する方針（負債特性に応じてグループ分けを行っている場合には、それぞれのグループの負債特性に見合った資産運用リスクの限度枠の設定に関する方針を含む。）
- ・ 保険会社の戦略目標及び経営方針による中長期的な負債特性の見通しを踏まえた中長期での資産運用リスク管理に関する方針
- ・ デリバティブ取引、外部への資産運用の委託等、特に留意を要する資産運用に係るリスク管理方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 資産運用リスクの特定・評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 新規商品等²に関する方針（新規商品の負債特性を踏まえた資産運用リスク管理に関する方針を含む。）

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、資産運用リスク管理方針に則り、資産運用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「資産運用リスク管理規程」という。）を資産運

² 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

用リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、資産運用リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、資産運用リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【新たな資産運用手段の導入】

取締役会等は、新たな資産運用手段のうち経営への影響が大きいものを導入するに当たって、負債特性及びリスク許容度、リスク管理手法に留意し、資産運用手段の導入の適切性を検討しているか。

③【資産運用リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に則り、資産運用リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。³
- (ii) 取締役会は、資産運用リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、資産運用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁴
- (iv) 取締役会等は、資産運用リスク管理部門について、資産運用部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【資産運用部門等における資産運用リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理者又は資産運用リスク管理部門を通じ、管理すべき資産運用リスクの関係する部門（例えば、資産運用部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、資産運用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、資産運用部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。
- (ii) 取締役会等は、資産運用リスク管理部門が負債側の必要な情報を把握できるよう、保険引受リスク管理部門との適切な連携を図る態勢を整備しているか。また、統合的リスク管理部門と適切な連携を図る態勢を整備しているか。

⑤【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的

³ 資産運用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が資産運用リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が資産運用リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

⁴ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁵

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、資産運用リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁶例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 資産運用リスク管理態勢の整備状況
- ・ 資産運用リスク管理方針、資産運用リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価の妥当性
- ・ 保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を行うための資産運用リスク管理プロセスの適切性
- ・ 負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の遵守状況
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った資産運用リスク管理プロセスの適切性
- ・ 資産運用リスク評価方法の妥当性
- ・ 資産運用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【資産運用リスク管理の分析・評価】

⁵ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁶ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査⁷の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての資産運用リスク管理の状況に関する情報に基づき、資産運用リスク管理の状況を的確に分析し、資産運用リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⁷ ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

II. 管理者による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 本章においては、管理者及び資産運用リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【資産運用リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、資産運用リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、資産運用リスク管理方針に沿って、リスクの特定・評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールの取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な資産運用リスク管理規程を策定しているか。資産運用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【資産運用リスク管理規程の内容】

資産運用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、資産運用リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- 資産運用リスク管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
- 負債側の必要な情報の把握等、負債特性の分析・評価に関する取決め
- 負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定に関する取決め（負債特性に応じてグループ分けを行っている場合には、それぞれのグループの負債特性に見合った資産運用リスクの限度枠の設定に関する取決めを含む。）
- 保険会社の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な、かつ、経営方針による中長期的な負債特性の見通しを踏まえた、中長期での資産運用リスク管理手法に関する取決め
- デリバティブ取引等に係るリスク管理手法に関する取決め（ヘッジ取引に関する取決めを含む。）
- 流動性の低い資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法に関する取決め
- 外部に資産の運用を委託する場合のリスク管理手法に関する取決め

- ・ 資産運用リスク管理の管理対象とすべきリスクの特定に関する取決め
- ・ 資産運用リスク評価方法に関する取決め
- ・ 資産運用リスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 資産運用リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規商品等に関する取決め（新規商品の負債特性を踏まえた資産運用リスク管理に関する取決めを含む。）
- ・ 資産と負債の総合的な管理に関する取決め
- ・ 統合的リスク管理部門との連携に関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、適切な資産運用リスク管理を行うため、資産運用リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、保険会社が保有する負債特性や市場環境等の変化を資産配分、リスク管理手法に適切に反映させるため、常に分析を行う態勢を整備しているか。また、市場リスク管理部門、信用リスク管理部門、不動産投資リスク管理部門等の管理者に、当該各リスク管理部門において資産運用リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、資産運用リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する資産運用リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。⁸例えば、新規商品等の有する負債特性が資産運用に与える影響について報告を行っているか。
- (iv) 管理者は、資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。⁹
- (v) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い資産運用リスク管理システム¹⁰を整備しているか。
- (vi) 管理者は、資産運用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vii) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

⁸ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。

⁹ リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

¹⁰ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

④【資産運用リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に資産運用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて資産運用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 資産運用リスク管理部門の役割・責任

(1) 資産運用リスクの特定・評価

(i) 資産運用リスク管理部門は、全ての資産について、それぞれが持つ市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクを数値あるいは具体的に検証可能な形で、かつ重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）特定・評価しているか。リスク量や時価が客観的に把握できない資産についても評価しているか。資産運用を外部委託する場合、受託者の資産運用に係るリスクを特定・評価しているか。各リスクの特定・評価に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

イ. 市場リスク

- ・ 資産運用リスク管理部門は、市場のない、もしくは非常に流動性が低い資産について、客観的な方法で算出された時価等、リスク管理のために必要な数値を把握しているか。また、時価の算出方法について、当該算出方法を採用している部門以外の第三者がその妥当性を検証しているか。
- ・ 資産運用リスク管理部門は、客観的な方法で時価を算出できない資産について、資産運用に関する戦略目標及び関連の規程を踏まえて、その資産を保有することに係るリスクを十分に検討しているか。

ロ. 信用リスク

- ・ 資産運用リスク管理部門は、有価証券等の信用リスクを評価するに当たっては、格付等の外形的基準のみではなく、実質的なリスクについても検討しているか。

ハ. 不動産投資リスク

- ・ 資産運用リスク管理部門は、リスクについて、それを評価するための客観的基準に基づいて把握しているか。また、当該基準を採用している部門以外の第三者が当該基準の妥当性を検証しているか。

ニ. 流動性リスク

- ・ 資産運用リスク管理部門は、流動性リスク管理部門と連携し、資産全体の流動性を把握しているか。

(ii) 資産運用リスク管理部門は、保険引受リスク管理部門と密接に連携を図り、負債側の必要な情報を把握し、保険会社が、保有する負債の適切な支払いが可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分に確保していることを確認しているか。

- (iii) 資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。
- (iv) 資産運用リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新規の商品の購入、海外拠点・子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に内在する資産運用リスクを洗い出し、資産運用リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。¹¹例えば、商品開発等に関し、新規商品等の有する負債特性が資産運用に与える影響について検討を行っているか。
- (v) 資産運用リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。
- ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。
 - ・ リスク量を経済価値評価で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。
 - ・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。
- (vi) 資産運用リスク管理部門は、リスクを計量化できない場合に、重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、資産運用リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。又は、資産運用リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させているか。

(2) モニタリング

①【資産運用リスクのモニタリング】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（保有する負債特性、リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、当該保険会社の資産運用リスクの状況を適切な頻度で重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）モニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

資産運用リスク管理部門は、適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングしているか。

③【取締役会等への報告】

¹¹ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、資産運用リスク管理の状況及び資産運用リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ 資産運用リスク・プロファイル及びその傾向
- ・ 負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の遵守状況及び使用状況
- ・ 資産運用リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性
- ・ 市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスク毎の計測・分析方法（手法、前提条件）の限界、弱点並びに妥当性

④【各リスク管理部門への還元】

資産運用リスク管理部門は、必要に応じて、市場リスク管理部門、信用リスク管理部門、不動産投資リスク管理部門等に対し、資産運用リスクの状況について評価し、検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール

①【管理不可能な資産運用リスクが存在する場合の対応】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【限度枠を超過した場合の対応】

資産運用リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(4) 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

資産運用リスク管理部門は、資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた調査・分析及び検討を実施しているか。

②【資産運用リスク管理方法の検証・見直し】

資産運用リスク管理部門は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、内部環境及び外部環境の変化並びに資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産運用リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 資産運用リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 資産運用リスク評価方法の妥当性（負債特性の分析・評価方法、負債特性を踏まえた資産運用リスクの限度枠の設定方法及び負債特性を考慮した資産配分の決定方法の妥当性を含む。）
- ・ 資産運用リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

③【戦略目標等の妥当性の検証】

資産運用リスク管理部門は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、戦略目標等の妥当性について検証しているか。また、資産運用リスクの状況と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。資産運用リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、資産運用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. 市場リスク管理態勢

市場リスク管理態勢については、別紙1を参照。

2. 信用リスク管理態勢

信用リスク管理態勢については、別紙2を参照。

3. 不動産投資リスク管理態勢

①【不動産投資リスク管理に関する取締役会の役割、方針・内部規程等の策定】

- (i) 取締役は、不動産投資に当たって、賃貸料の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少するリスクがあることを十分に認識しているか。特に、担当取締役は、不動産に対する投資は一般的に投資金額が巨額で、かつ流動性が非常に低く、収益が不確実で代替がきかない等の特性があることを認識し、この理解に基づき当該保険会社の不動産投資リスク管理の状況を的確に認識し、適切な不動産投資リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。
- (ii) 取締役会等は、不動産投資リスク管理に関する方針（以下「不動産投資リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。
- (iii) 取締役会等は、不動産投資リスク管理部門の管理者に不動産投資リスク管理に関する規程（以下「不動産投資リスク管理規程」という。）を策定させているか。不動産投資リスク管理規程には、例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。
 - 不動産投資リスク管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
 - 不動産投資リスクの特定・把握、モニタリング及びコントロールに関する取決め

- ・ 採算性（投資利回り等）、投資の適格性（コンプライアンス等）等を勘案した投資基準及び審査手続
 - ・ 投資用不動産の範囲に関する取決め
- (iv) 取締役会等は、不動産投資への適切な資産配分を行っているか。資産配分に当たっては、負債特性を踏まえた上で、有価証券、貸付金等の投資に対するリスクと比較検討しているか。また、地価動向、災害等を踏まえ一極集中を避けるなどの分散投資について考慮、検討しているか。
- (v) 取締役会等は、不動産の含み損について、自己資本等の経営体力を踏まえてアラーム・ポイントを設定しているか。また、アラーム・ポイントは、定期的又は必要に応じて随時、見直しを行っているか。
- (vi) 取締役会等は、不動産投資（特に新規投資）を行うに当たって、保険商品の予定利率等を勘案した最低投資利回りを設定しているか。また、最低投資利回りは、定期的又は必要に応じて随時、見直しを行っているか。

②【不動産投資リスク管理態勢の整備・確立】

- (i) 取締役会等は、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う不動産投資リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、不動産投資部門からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。例えば、不動産投資リスク管理部門の担当取締役は不動産投資部門の取締役が兼務していないなど、不動産投資部門の影響を受けない体制となっているか。なお、不動産投資リスク管理部門が不動産投資部門から独立していない場合及び不動産投資リスク管理部門の担当取締役が不動産投資部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。
- (ii) 取締役会等は、報告事項を適切に設定した上で、不動産投資リスク管理部門の管理者に定期的又は必要に応じて随時、資産運用リスク管理部門等及び取締役会等に対し不動産投資リスク管理の状況を報告させる態勢を整備しているか。取締役会等は、不動産投資リスク管理部門の管理者に対して、最低投資利回りを下回った、又は不動産の含み損がアラーム・ポイントを超過した不動産（以下「要管理不動産」という。）及び不動産物件の含み損がアラーム・ポイントを超過し、かつ一定期間にわたり利用実態がなく、利用計画のない不動産（以下「遊休不動産」という。）の状況や一定規模以上の投資用不動産を営業用不動産に区分変更する旨の報告を適切に行わせているか。
- (iii) 不動産投資リスク管理部門の管理者は、不動産投資リスク管理を行うためのシステム¹²を整備しているか。

¹² システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

- (iv) 不動産投資リスク管理部門の管理者は、不動産投資リスク管理を適切に実施できるよう、不動産投資リスク管理規程及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。

③【不動産投資リスク管理に係る留意点】

- (i) 不動産投資リスク管理部門は、当該保険会社が抱えるリスク要素（収益が変動する要因及び不動産価格が変動する要因）を適切に認識・把握し、かつ、適切に管理を行っているか。
- (ii) 不動産投資リスク管理部門は、投資用不動産への区分が不動産投資リスク管理規程に則り行われていることを定期的又は必要に応じて随時確認しているか。
- (iii) 不動産投資リスク管理部門は、賃料相場、テナント需給、地価の動向、土地利用規制・税制の変更や、対象先の立地条件、競合状況、環境（土壌汚染、液状化、沈下等）等に関する情報（当該保険会社において売却・処分を検討している不動産の情報を含む。）を的確に収集し、分析・検討しているか。¹³
- (iv) 不動産投資リスク管理部門は、不動産投資の審査に当たって、投資基準への準拠性、事業計画の妥当性、ポートフォリオ（分散投資への配慮）等を勘案しているか。
- (v) 不動産投資リスク管理部門は、投資不動産に関し、例えば、テナント募集、空室率等稼働率、業務委託先、メンテナンス、進行中のプロジェクト、海外不動産の為替リスク等について適切に管理しているか。

さらに、最低投資利回りを下回った物件については、資産運用リスク管理部門に随時報告しているか。¹⁴

- (vi) 不動産投資リスク管理部門は、定期的又は必要に応じて随時、不動産の含み損益を算定しているか。また、不動産の評価は合理的な方法で適切に行われているか。¹⁵
- (vii) 不動産投資リスク管理部門は、要管理不動産について、不動産投資部門に対し収益を確保する方策を検討させる等、特に厳重な管理を行っているか。

また、要管理不動産について、事業計画の見直しを行い再投資等を行う場合は、不動産投資リスク管理部門による審査を経た上で実行しているか。

なお、要管理不動産の管理状況（指定・解除、売却・処分可能性を含む。）について、資産運用リスク管理部門へ報告し、妥当性について確認を受けているか。

- (viii) 不動産投資リスク管理部門は、遊休不動産について、売却・処分の可能性につい

¹³ 当該情報収集、分析・検討を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が行った情報収集、分析・検討結果について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

¹⁴ 投資不動産に関する管理を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が行った投資不動産の管理状況等について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

¹⁵ 不動産の含み損益の算定を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が算定した不動産の含み損益について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

て検討しているか。¹⁶

なお、遊休不動産の管理状況（売却・処分等の検討状況を含む。）について、資産運用リスク管理部門へ報告し、妥当性について確認を受けているか。

4. 資産査定及び償却・引当

附属資料（資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト）を参照。

¹⁶ 遊休不動産の売却・処分の可能性についての検討を不動産投資部門が行っている場合は、不動産投資部門が作成した売却・処分・保有方針について、不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する。

(別紙1)

I. 経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなる。
 - ① 金利リスク ～ 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
 - ② 為替リスク ～ 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。
 - ③ 価格変動リスク ～ 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。
- ・ 保険会社における市場リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、保険会社には、資産運用の対象を国債等の安全資産に限定する戦略をとるところから、主要な金融市場で有価証券の短期売買を行う、又は複雑なデリバティブ取引を行うなど積極的な市場取引を経営戦略とするところまで、様々なものがある。市場リスク管理態勢の項目の適用に当たっては、当該保険会社の経営戦略や実際の取引態様に十分配慮して、機械的・画一的な運用とならないように留意する。

また、保険会社が採用すべき市場リスク計測・分析方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク計測・分析方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- ・ 本別紙で多岐にわたる検証項目を記載しているが、検証に当たって、検査官は、保険会社の運用戦略、投資スタイル、取引規模、リスク・プロファイル、リスク管理方法、リスク計測手法等に応じて検証すべき項目を決定する必要がある。「例えば～」として記載している検証項目はあくまでも例示であり、検査官は、業務の規模・特性、リスク・プロファイル等に応じて必要性を判断すべきである。「～している場合は」とあるのは、検査官が、保険会社がその管理方法や計測手法を使用している、又は使用する必要があると判断される場合において検証すべき項目である。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、市場リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認す

る。

- ・ II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、市場リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、市場リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、市場リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の市場リスク管理の状況を的確に認識し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【市場部門¹の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、市場リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な市場部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。市場部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ どの程度の市場リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、市場リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定の市場リスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ 市場部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、市場リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な市場リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っているか。
- ・ 法令に定める資産の運用額の制限及び負債特性を踏まえた上で、適切なポー

¹ 市場部門とは、資産運用部門のうち、市場リスクを取扱う部門の総称であり、必ずしも特定の部門を想定しているわけではないことに留意する。

トフォリオの構築そのものがリスク・コントロールであることを認識し、ポートフォリオについての基本的な考え方を明確にしているか。

③【市場リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、市場リスク管理に関する方針（以下「市場リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 市場リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 市場リスク管理に関する部門（以下「市場リスク管理部門」という。）、市場部門及び市場取引等に関する事務管理を行う部門（以下「事務管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 市場リスクの限度枠の設定に関する方針
- ・ 市場リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、市場リスク管理方針に則り、市場リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「市場リスク管理規程」という。）を市場リスク管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、市場リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、市場リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【限度枠の適切な設定】

取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、各部門の業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本等や収益力、リスク管理能力、人的能力、保険金等の支払能力等を勘案し、取り扱う業務や商品の種類、リスク・カテゴリー等毎に、それぞれに見合った適切な限度枠（リスク枠、ポジション枠、資産運用枠、損失限度枠等）を設定しているか。²また、自己資本等の経営体力と市場リスク量とを比較し、経営体力から見て過大な市場リスク量となっていないかを確認しているか。例えば、限度枠の設定において、以下の項目について考慮されているか。

- ・ 複雑なリスクを保有する場合、複雑なリスクを考慮した限度枠管理となって

² 限度枠には、枠を超過した場合、強制的にポジションやリスクを削減するもの（ハード・リミット）と、必ずしも強制的なポジションやリスクの削減を求めず、その後の対応について取締役会等が協議・判断するもの（ソフト・リミット）があるが、取引の実態に合わせて適切な設定が行われているかを検証する。

いるか。

- ・ 市場流動性を考慮しているか。

③【市場リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に則り、市場リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。³
- (ii) 取締役会は、市場リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、市場リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁴
- (iv) 取締役会等は、市場リスク管理部門について、資産運用部門、保険引受部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【資産運用部門、保険引受部門等における市場リスク管理態勢の整備】

取締役会等は、管理者又は市場リスク管理部門を通じ、管理すべき市場リスクの関係する部門（例えば、資産運用部門、保険引受部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、市場リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、資産運用部門、保険引受部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

⑤【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁵

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

³ 市場リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が市場リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が市場リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

⁴ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁵ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、市場リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁶例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 市場リスク管理態勢の整備状況
- ・ 市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 市場リスク管理システム⁷の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理プロセスの適切性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 市場リスク計測・分析で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【市場リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての市場リスク管理の状況に関する情報に基づき、市場リスク管理の状況を的確に分析し、市場リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直し

⁶ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

⁷ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

ているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び市場リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【市場リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、市場リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、市場リスク管理方針に沿って、リスクの特定・評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールの取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と整合的な市場リスク管理規程を策定しているか。市場リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【市場リスク管理規程の内容】

市場リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、市場リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。また、市場リスク管理規程は、取り扱う業務や商品の種類、リスク・カテゴリー等毎にそれぞれに見合った適切な管理規程となっているか。

- ・ 市場リスク管理部門、市場部門及び事務管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
- ・ 市場リスク管理の管理対象とすべきリスクの特定に関する取決め
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する取決め
- ・ 市場リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 市場リスクの限度枠の設定に関する取決め
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する定期的な検証に関する取決め
- ・ 時価算定に関する取決め
- ・ 特定取引（トレーディング）に関する取決め（特定取引勘定設置保険会社の場合）

- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、適切な市場リスク管理を行うため、市場リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門又は資産運用リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク計測の範囲拡大、精緻化等の市場リスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。
- (iv) 管理者は、市場リスク管理部門が市場部門から必要な取引情報等の内部データ及び市場データを直接、適切に入手できる態勢を整備しているか。また、市場リスク管理部門がミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行うことができる態勢を整備しているか。
- (v) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った当該保険会社の重要な市場リスクを全て把握できる信頼度の高い、市場リスク管理システムを整備しているか。
- (vi) 管理者は、市場リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vii) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【市場リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に市場リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて市場リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 市場リスク管理部門の役割・責任

(1) 市場リスクの特定・評価

①【市場リスクの特定】

- (i) 市場リスク管理部門は、当該保険会社の直面する市場リスクを洗い出し、洗い出した市場リスクの規模・特性を踏まえ、市場リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。洗い出しの際、資産・負債（オフ・バランスを含む。）に対する金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのリスク・カテゴリー（又はリスク・ファクター）の網羅性に加え、海外拠点、重要なグループ会社等の業務範囲の網羅性も

確保しているか。

(ii) 当該保険会社が保有するリスクについて、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

イ. 金利リスク

金利が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。金利リスクの発生源として、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク、オプション性リスクを考慮する必要がある。例えば、資産については、以下のものが金利リスクを保有する。

- ・ 債券
- ・ 金融派生商品
- ・ 貸付金

ロ. 為替リスク

為替レートが変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが為替リスクを保有する。

- ・ 外貨建ての資産・負債
- ・ 外国為替取引
- ・ 上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
- ・ 為替レートを参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

ハ. 価格変動リスク

・ 株式リスク

株価、株価指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが株式リスクを保有する。

- ・ 株式
- ・ 新株予約権付社債
- ・ 上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
- ・ 株価、株価指数等を参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

・ コモディティ・リスク

商品価格、商品指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものがコモディティ・リスクを保有する。

- ・ 商品の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
- ・ 商品価格、商品指数等を参照してキャッシュ・フロー（償還金額、ク

ーポン・レート等) が定まる資産・負債

二. その他の市場リスク

現在価値を決定するイ〜ハ以外のリスク・ファクターとして、例えば、キャッシュ・フローが複数の指標を参照して定まる資産・負債（オフ・バランスを含む。）における複数の指標間の相関等がある。

(iii) 社債、クレジット・デリバティブ等については、例えば、信用スプレッドが変動することによって、現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスクなどを洗い出し、管理対象とすべきか検討しているか。⁸

(iv) オプション等については、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

- ・ ボラティリティが変動することによって、現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク（ベガ・リスク）⁹
- ・ 原資産価格の変動が現在価値に影響を与えるリスクのうち非線形の部分（ガンマ・リスク）¹⁰

(v) 市場リスク管理の管理対象外とする市場リスクが存在する場合、その影響度が軽微であることを確認しているか。

②【市場リスクの計測・分析】

(i) 市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象とする全てのリスクについて計測・分析を行っているか。また、保険会社の組織体系、委譲された役割・責任等と整合的な範囲毎に収益目標を設定している場合には、市場リスクは当該範囲毎に計測・分析されているか。

(ii) 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った頻度で、ポジションの現在価値（時価）を計測しているか。また、貸付金等、時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。

(iii) 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）を用い、市場リスクを適切に計測・分析しているか。また、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に影響を与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。

(注) 以下に、市場リスクの計測・分析手法の一例を記載する。

- ・ ポジション残高、評価損益、実現損益
- ・ 資金満期ラダー等に基づいた、ギャップ分析や静態的シミュレーション分析及び動態的シミュレーション分析

⁸ 市場リスクとして特定せず、市場取引に係る信用リスクとして特定する場合もある。

⁹ ベガ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

¹⁰ ガンマ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

- ・ 感応度分析（デュレーション、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）等）
 - ・ 静態的シミュレーション及び動態的シミュレーションを用いたシナリオ分析
 - ・ VaR（バリュー・アット・リスク）
 - ・ EaR（アーニング・アット・リスク）
- (iv) 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、リスク計測・分析手法（又は計測モデル）、前提条件等について、妥当性を確保しているか。プライシング・モデルやリスク計測手法は、金融界で一般に受け入れられている概念やリスク計測技術を活用しているか。

③【統一的な尺度によるリスク量の計測】

市場リスク量を統一的な尺度で定量的に計測している場合、市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクについて、統一的な尺度で計測しているか。統一的な尺度で十分に把握できない又は計測を行っていないリスクが存在する場合には、補完的情報を用いることにより、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクを勘案しているか。

④【ストレス・テスト】

市場リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて随時、市場等のストレス時における資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値の変動額等について計測しているか。過去に発生した外部環境（経済、市場等）の大幅な変化並びに現在の外部環境、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。

(2) モニタリング

①【市場リスクのモニタリング】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、当該保険会社の市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。例えば、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、市場リスク管理部門が日中において必要に応じ主要商品（特定取引勘定の主要商品を含む。）のポジション、損失額をモニターしているか。また、定期的又は必要に応じ随時ポートフォリオの状況を把握しているか。内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

市場リスク管理部門は、適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングしているか。例えば、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、市場リスク管理部門が日中において必要に応じ主要商品の限度枠の遵守状況をモニターしているか。運用担当者別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整

備し、適切に運用しているか。

③【取締役会等への報告】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、市場リスク管理の状況及び市場リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ 市場リスク・プロファイル及びその傾向
- ・ 限度枠の遵守状況及び使用状況
- ・ ポートフォリオの状況
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の特性（限界及び弱点）及び妥当性

④【市場部門等への還元】

市場リスク管理部門は、市場部門等に対し、市場リスクの状況について計測・分析し、検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール

①【管理不可能な市場リスクが存在する場合の対応】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【限度枠を超過した場合の対応】

市場リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

③【ポートフォリオの見直し】

市場リスク管理部門は、流動性、配当確保又は損切りのために有価証券の売却を行った場合には、適時・適切にポートフォリオを見直すための態勢を整備しているか。

(4) 検証・見直し

①【市場リスク管理の高度化¹¹】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、把握した限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合った市場リスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

¹¹ リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う定性的な方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

②【市場リスクの特定に関する見直し】

市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの変化や外部環境（経済、市場等）の変化等によって、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響度が大きなものになっていないか、定期的に又は必要に応じて随時、確認しているか。また、その影響度が大きいと判断された場合、適切に対応しているか。

③【市場リスクの評価方法の見直し】

(i) 市場リスク管理部門は、市場リスクの計測・分析の範囲、頻度、手法等が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要がある場合には、内部規程等に基づき、適切な手続を経た上で修正を行っているか。

(ii) 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、市場リスク計測・分析手法、前提条件等の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、理論的及び実証的に検証し、見直しているか。また、市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、市場リスク計測方法の有効性を検証し、見直しているか。

④【限度枠の設定方法及び設定枠の見直し】

市場リスク管理部門は、限度枠の設定方法及び設定枠が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかどうかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

⑤【戦略目標等の見直し】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。市場リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、市場リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. 市場業務運営

① 【適切な市場業務運営】

市場部門は、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、適切な市場業務運営を行っているか。市場リスク管理部門は、市場部門においてリスク・コントロール等の適切な市場業務運営が行われているかどうかをモニタリングし、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。なお、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づいた市場業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。

② 【適正価格による取引】

市場部門は、適正な価格で取引を行っているか。市場リスク管理部門は、市場実勢からの乖離度を基準にして、市場部門が適正な価格で取引を行っているかを確認しているか。

③ 【限度枠管理】

- (i) 限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を超過した場合、又は超過するおそれがある場合における管理者への速やかな報告体制、権限及び対応を内部規程等に明確に定めているか。また、当該内部規程等において、限度枠（ハード・リミットの場合）を超えたままポジションを持ち続けることができないものとしているか。
- (ii) 各部門に設定された限度枠については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。また、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、運用担当者等に対して責任の領域を明確に指示しているか。
- (iii) 限度枠に関する内部規程等の適用について厳正に行っているか。また、内部規程等又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。

④ 【損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック】

決算操作等のために、経済的合理性のない、仕組債の購入等を含めたデリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、市場部門等が過大な収益を挙げている場合には、市場リスク管理部門において、その要因が分析され、それが内部規程等の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないかを確認しているか。

市場リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量等との関係で査閲することも行っているか。

⑤【市場リスク管理部門への伝達・報告】

市場部門は、市場リスクに関する全ての情報を、迅速かつ正確に市場リスク管理部門に伝達しているか。市場リスク管理上、問題が発生した場合には、担当者又は市場部門内で処理せず、市場リスク管理部門へ迅速かつ正確に報告されているか。

⑥【相互牽制体制の整備】

(i) 市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムが一体で運営されていない場合、市場リスク管理部門は、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、ポジション情報等に齟齬が無いことを確認しているか。

(ii) 市場リスク管理部門において取引のモニターに必要な人員は確保されているか。

(iii) 市場リスク管理部門は、期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。精査・分析に当たっては、例えば、リスク量と対比して検証しているか。

(iv) 相互牽制機能の発揮のために以下の項目について留意しているか。

- ・ 運用担当者と事務管理部門担当者との馴れ合い等により、運用担当者が直接勘定系システムの操作をしたり、指示したりしうる立場になっていないか。
- ・ ベテラン運用担当者であることから、上司（担当取締役等）から個人的にも信頼が厚く、他の職員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。
- ・ 市場部門の管理者の下にコンファメーション班を設置したり、同一人が市場部門と事務管理部門の管理者を兼務するなど、牽制機能が働かないような運用になっていないか。
- ・ 運用担当者の取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。

記録された録音内容は一定期間保管されているか。録音内容の保管・管理は、市場部門及び事務管理部門から分離されたセクション（市場リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。

なお、運用担当者の取引状況の録音内容と取引記録との照合を行う際には、取引記録を録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当する取引記録が全てあるかどうかチェックしているか。

- ・ 運用担当者の取引状況の録音内容は、定期的に取り引記録と照合していることを運用担当者に周知徹底しているか。

⑦【市場取引の事務管理態勢】

(i) 厳正な事務処理

為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、例えば、以下のとおり各市場取引の内部規程・業務細則等に沿った厳正な取扱いを行っているか。

イ. 市場取引の事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。(例えば、システム入力 of 最終確認、取引記録の打刻や連続番号による確認等)

ロ. 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。

ハ. 確認・調整段階で検出された取引記録の誤りの修正は市場取引の事務管理部門の管理者によって承認されているか。

ニ. 処理が将来行われるため未完扱いとされている取引記録は適切に管理・記録されているか。

ホ. 市場取引担当者以外の者がコンファメーションを送受しているか。

ヘ. コンファメーションと取引記録の照合は適切に行われているか。

ト. 取引記録、コンファメーション等の保存・保管状況は適切か。

チ. 市場部門及び市場取引の事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、内部規程・業務細則等に定められている保存年限(最低1年以上)に基づいて保存しているか。

(ii) 取引内容、残高等の照合

市場部門と市場取引の事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。

例えば、証券取引においては、市場部門での運用システムによるポジションと事務管理部門での金融商品取引業者及びカストディ部門等に確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的(最低限月1回)に行っているか。

2. ファンド

(1) 審査管理

①【意思決定プロセス】

購入時に当たっては、ファンド特性及びそれに対するリスクを認識・理解した上で、内部規程等に基づく意思決定プロセスを経ているか。例えば、ファンドのストラクチャー、運用者リスク、流動性リスク、当該保険会社の管理方法の限界等について、適切に確認しているか。

②【購入時審査】

購入時に当たっては、選定基準に基づき、例えば、以下の項目について、適切に確認しているか。

- ・ 投資戦略
- ・ リスク管理方針・方法
- ・ ボラティリティ
- ・ 収益の安定性
- ・ レバレッジの特徴及び方針

③【情報の取得】

適切な頻度で情報開示される契約となっているか。また、情報開示内容が、リスク管理上、十分なものとなっているか。

(2) 継続的なリスク管理

①【適切なリスク管理の実施】

監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理が行われているか。

②【運用状況の把握】

事前に説明した投資戦略や投資ガイドライン等に従って運用されているかどうかについて、運用報告書等により検証・確認しているか。また、運用スタイルの変化等についても、適切に確認しているか。さらに、保有額だけでなくコミットメント額についても、適切に確認しているか。

③【情報の取得】

適切な頻度で、リスク管理上、十分な情報開示がなされる契約が維持され、遵守されているか。

(3) その他

①【時価評価】

ファンドの投資資産の評価方法その他の基本的事項等、時価を決定する上での各要素について、その妥当性を検証・確認しているか。

②【リスク量の計測等】

ファンド特性に応じて、リスク量を適切に計測しているか。また、リスク量による投資枠を設定している場合には、計測されたリスク量が、自己資本等の経営体力を踏まえた上で適切に設定した投資枠の範囲内となっているか。

3. 証券化商品等

①【審査管理】

購入時に当たっては、証券化商品等の特性及びそれに対するリスクを認識・理解した上で、内部規程等に基づく意思決定プロセスを経ているか。例えば、以下の点について、適切に把握・検討しているか。また、外部格付を利用する場合、格付業者の格付手法や格付の意味を予め的確に理解する等、外部格付に過度に依存しない

ような態勢となっているか。

- ・ 裏付資産の内容
- ・ 優先劣後構造や流動性補完、信用補完の状況
- ・ クレジットイベントの内容
- ・ 原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター等の関係者の当該運営・管理に係る能力・体制

②【適切なリスク管理の実施】

証券化商品等のリスク管理については、上記3. ①の審査管理に関する着眼点に加え、以下の事項について検証するものとする。

- (i) 証券化商品等の市場流動性を適切に把握しているか。例えば、以下の点について、適切に把握しているか。
 - ・ 市場規模と投資額の比較
 - ・ 市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準
 - ・ 各種指数等（証券化商品等のインデックス等）の分析による市場環境の変化
 - ・ 市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを用いた証券化ポートフォリオの損益等
- (ii) 証券化商品等の市場流動性について懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢となっているか。
- (iii) CDS取引を行うに当たっては、取引の安全性を向上させる観点から、適切な取引実務を採用しているか。

③【時価評価】

- (i) 時価評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な評価を行っているか。また、時価評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。（信用リスクを保証する保険の場合には、例えば、引受時点における評価をもとに、その後の信用リスクの変化等を把握し、必要に応じ負債価値の再評価を行っているか。）
- (ii) 第三者から時価情報を取得する場合は、可能な限り評価手法に係る情報の提供を求め、当該評価の妥当性の検証に努めているか。また、第三者が提供する時価評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該第三者に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

④【カウンターパーティの信用リスク】

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、例えば、以下の点も含めて適切に管理しているか。

- ・ カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャー

の管理

- ・ デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握
- ・ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認

4. 市場リスク計測手法¹²

(1) 【市場リスク計測態勢の確立】

- (i) 市場リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。
- (ii) 市場リスク管理方針のもとで、市場リスク計測手法の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。
 - イ. 当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル
 - ロ. イ. を踏まえた市場リスク計測手法の基本設計思想
 - ハ. ロ. に基づいた市場リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）
 - ニ. ハ. から生じる市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性
 - ホ. ニ. を検証するためのバック・テストの内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）
 - ヘ. ニ. を補完するためのストレス・テストの実施の内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）
- (iii) 資本配賦運営¹³を行っている場合、市場リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の市場リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

(2) 取締役、監査役及び取締役会等の適切な関与

① 【市場リスク計測手法への理解】

- (i) 取締役は、市場リスク計測手法及びリスク限度枠の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。
- (ii) 担当取締役は、当該保険会社の業務について必要とされる市場リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。
- (iii) 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、市場リスク計測手法について理解を深めているか。

¹² リスク計測手法については、統計的手法でリスク量を計測している場合だけでなく、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）等の手法も含む。

¹³ 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストを参照。

②【市場リスク管理への取組】

- (i) 取締役は、必要に応じ、市場リスク計測手法による市場リスク管理に積極的に関与しているか。
- (ii) 取締役会は、当該保険会社の業務内容に必要とされる市場リスク計測手法の基本的な考え方を明確に定めているか。
- (iii) 取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。

(3) 独立した市場リスク管理部門の設置

①【市場リスク管理部門の独立性の確保】

市場リスク管理態勢の設計・運営に責任を負う市場リスク管理部門を、市場部門から独立して設置しているか。

②【市場リスク管理部門の役割・責任の明確化】

市場リスク管理部門の役割・責任について、市場リスク管理規程に明確に定めているか。

③【市場リスク管理部門の役割・責任】

- (i) 市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法の算出結果を担当取締役及び取締役会等に直接、報告しているか。
- (ii) 市場リスク管理部門は、遵守すべき内部規程・業務細則等を関連部門全てに周知徹底しているか。
- (iii) 市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法から得られた結果を適切に分析し、検討しているか。

(4) 市場リスク管理のための人員の配置

- (i) 各部門（市場部門、市場リスク管理部門、事務管理部門、内部監査部門等）の業務に応じて、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員が確保されているか。
- (ii) 管理者は、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルに関し十分な知識と経験を有しているか。

(5) 市場リスク計測手法の研究体制

市場リスク計測手法の研究を行う体制が整備されているか。例えば、以下の項目について研究しているか。

- ・ 市場リスク計測手法の限界及び弱点への対応
- ・ 市場リスク計測手法の陳腐化の防止
- ・ ポートフォリオの市場リスク構成変化への対応
- ・ 市場リスク計測手法の高度化及び精緻化

(6) 市場リスク計測手法に関する内部規程等の整備

①【内部規程等の整備】

市場リスク計測手法の運営に関する方針、管理及び手続を記載した内部規程・業務細則等を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関する他の内部規程・業務細則等との整合性を確保しているか。

②【内部規程等の遵守】

内部規程・業務細則等を遵守するための態勢を整備しているか。

(7) 市場リスク計測手法の通常の市場リスク管理手続における取組

①【市場リスク計測結果レポートの作成・報告】

- (i) 市場リスク計測結果を迅速にリスク・レポートに反映し、管理者に報告しているか。
- (ii) 市場リスク計測手法の算出結果が限度枠を超過した場合、適切な対応をとっているか。
- (iii) 管理者へのコメントを含み、主要な市場リスクの状況を要約した報告書を定期的に作成し、管理者に報告しているか。

②【市場リスク計測結果の分析・活用】

- (i) 市場リスク計測手法の算出結果を適切に分析し、市場リスク管理に活用しているか。
- (ii) 各関連部門は、リスク・レポートを日々の市場リスク管理に活用しているか。
- (iii) 市場リスク計測結果は、戦略目標、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程の策定並びにモニタリング等に十分に活用されているか。また、運用方針や限度枠の策定に反映しているか。
- (iv) 市場リスク計測手法により算出した市場リスク量と、限度枠及び収益目標との関係について分析しているか。
- (v) 市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク））を業績評価のために活用しているか。内部管理と統合的な収益ユニット毎に、市場リスク計測手法の算出結果を活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価を行っているか。

③【市場リスク計測手法の適切な運営】

- (i) 市場リスク計測手法を変更する場合の手続は適切に行われているか。
- (ii) 市場リスク計測手法の変更に当たっては、市場リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連する部門や重要なグループ会社等に対して伝達しているか。
- (iii) 市場部門と市場リスク管理部門は、同一の市場リスク計測手法の算出結果を使用して市場リスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

(8) 市場リスク計測

①【市場リスク計測手法の適切性の確保】

- (i) 保険会社の保有する重要な市場リスクを全て反映する市場リスク計測手法を採用しているか。計測対象外とする市場リスクが存在する場合、重要でないことの妥当性を確保しているか。
- (ii) 市場リスク計測手法を採用するに当たっては、テスト・データにより他の計測手法で算出した結果と比較・検討した上で、採用を決定しているか。

②【市場リスク計測手法のシステムへの反映】

- (i) 市場リスク計測手法（計測手法、前提条件等）及びその変更は、市場リスク計測システムに正しく反映されているか。
- (ii) 市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムの整合性を確保しているか。例えば、市場部門と市場リスク管理部門は同一のモデル（市場リスク計測モデル、プライシング・モデル、リスク・ファクター算出方法等）を使用することが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

③【データのシステムへの取込み】

- (i) データを適切なタイミングで取得し、異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定め、運営しているか。
- (ii) データのエラー・チェックを行っているか。
- (iii) 外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。データ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性に問題はないか。
- (iv) ポジション・データの正確性及び完全性を確保しているか。例えば、取引データの入力プロセスは、ダイレクト・リンクにより行われているか。手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。

④【新規商品等への対応】

新規商品等については、取組前に確実に市場リスクの特性を理解し、市場リスク計測手法に組み込んでいるか。市場リスク計測手法対象外とする場合、計測対象外とする理由は妥当であるか。

(9) バック・テストイング（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【バック・テストイングの実施】

- (i) バック・テストイングの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。
- (ii) 実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益のいずれかを使用したバック・テストイングを定期的に行っているか。市場リスク計測手法の適切性を検証するためには、統計的な検証を行うのに相応の損益を使用しているか。

- (iii) 各ブロード・リスク・カテゴリー（金利、為替、株式及びコモディティ・リスク。ただし、オプションのボラティリティは関連するリスク・カテゴリーに含む。）内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合には、必要に応じて、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テストを業務内容等に応じて実施しているか。

②【バック・テストの結果の分析】

- (i) 損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した際の原因を分析・検討し、その原因に応じてモデルの見直しを行っているか。
- (ii) 損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した回数に応じて適切な対応を行っているか。
- (iii) バック・テストの結果に基づき、市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことにより市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保しているか。
- (iv) バック・テストの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。バック・テストの結果及び分析より、市場リスク計測手法の適切性に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。

10 ストレス・テスト（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【ストレス・テストの実施】

- (i) ストレス・テストの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。
- (ii) ストレス・テストを定期的又は必要に応じ随時、適切に実施しているか。
- (iii) ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。

②【ストレス・シナリオの設定】

保険会社に重大な影響を及ぼしうる事象や市場リスク計測手法の限界及び弱点を補うシナリオを設定しているか。

- ・ 大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオを設定しているか。
- ・ 当該保険会社のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを設定しているか。
- ・ ストレス・シナリオには、当該保険会社のリスク特性を反映しているか。例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか。

- ・ 市場リスク計測手法の前提条件等が崩れた場合についてのストレス・シナリオを設定しているか。

③【ストレス・テスト結果の活用】

ストレス・テストの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。また、ストレス・テストの結果に応じた対応が策定され、運用方針、限度枠の設定に反映するよう活用しているか。

(11) 市場リスク計測手法の正確性や適切性の検証（統計的手法でリスク量を計測している場合）

- (i) 市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、市場リスク計測手法の正確性や適切性について検証されているか。また、市場リスク計測手法への重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きさの変化によって市場リスク計測手法の正確性や適切性が失われるおそれが生じた場合も検証されているか。
- (ii) 市場リスク計測手法において、前提条件等が不適切であることによりリスクを過小に評価していないか。
- (iii) 市場リスク計測手法の正確性や適切性を検証するためにバック・テストングを行っているか。例えば、中長期的な分析をするなど検証を向上させているか。
- (iv) 保険会社のポートフォリオと市場リスク計測手法の構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られているか。
- (v) 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、市場リスク計測手法がポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できているか。

(12) 市場リスク計測手法に関する記録（統計的手法でリスク量を計測している場合）

市場リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために詳細な記録等を保存し、継承できる体制を整備しているか。例えば、以下の記録を保存しているか。

- ・ 基本設計思想
- ・ 市場リスク計測手法の概要及び詳細説明書（計測手法、前提条件等）
- ・ 市場リスク計測手法選択の検討結果及び決定根拠
- ・ 市場リスク計測手法の正確性・適切性の検証についての実施内容、検討結果及び判断根拠
- ・ バック・テストング、ストレス・テストの実施内容、検討結果及び判断根拠
- ・ 各商品のプライシング・モデル

(13) 監査（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【監査プログラムの整備】

市場リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

- ・ 内部監査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。
- ・ 内部監査は、1年に1回以上の頻度で行っているか。

②【内部監査の監査範囲】

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 市場リスク計測手法と、戦略目標、業務規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- ・ 市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- ・ 市場リスク計測手法に関する記録が適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ 市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員の配置の適切性
- ・ 市場リスク計測手法の算出結果が日々の市場リスク管理に統合されていること
- ・ プライシング・モデル及び市場リスク計測手法を含む新しいモデルの承認プロセスの適切性
- ・ 市場リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 市場リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ プライシング・モデルのロジックの合理性
- ・ 市場リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 市場リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 市場リスク計測手法を稼働させる際に使用するデータ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- ・ バック・テストのプロセス及び結果の適正性
- ・ ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性
- ・ 定期的な市場リスク計測手法の検証の適切性

③【内部監査の結果の活用】

市場リスク管理部門は、内部監査の結果を踏まえて、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

④【外部監査の結果の活用】

外部監査は、業務内容や内部監査の実施状況を勘案して、適切に実施（範囲、頻度及び深度）しているか。また、市場リスク管理部門は、外部監査の結果を踏まえ

て、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

5. 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合¹⁴

①【市場リスク計測態勢の適切性】

- (i) 保険会社の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、市場リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。
- (ii) 保険会社の市場リスク管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性の検証を行っているか。

②【市場リスク計測モデルの適正性】

- (i) 計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計量モデルの妥当性について検証しているか。
- (ii) 計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。
- (iii) 保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

③【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】

- (i) 継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。
- (ii) 市場リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。
- (iii) モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

6. システム整備

①【運用サポートシステムの整備】

携わっている全ての主要商品について、運用担当者（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は少なくとも日次ベースで時価評価できる運用サポートシステムを確保しているか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、運用担当者毎又はポジション毎のポジション収益管理システムを確保しているか。

②【事務処理等に対応したコンピュータ・システムの整備】

携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータ・システムを確保し管理しているか。

7. 時価算定

①【内部規程等の整備】

¹⁴ 市場リスクの計測を外部委託している場合は、当検証項目を準用して検証を行う。

会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続をとっているか。

- イ. 時価を算定する部門の管理者の権限及び義務
- ロ. 内部規程等の遵守義務及び変更手続
- ハ. 時価の算定方法に係る基本的考え方
 - ・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定
 - ・ 時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定）
 - ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法

②【時価算定部門の独立性】

時価算定の方法の公正性を確保する観点から、市場部門と時価算定を担当する部門が異なっているか。時価算定を担当する部門が、市場部門から算定の客観性を損なうような関与を受けていないか。

③【時価算定の客観性の確保】

- (i) 内部規程等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、内部規程等に基づき速やかに改正しているか。なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。
- (ii) 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性の確保のため、市場部門（いわゆるフロント機能を有する部門）及び保険商品を開発する部門から独立した他の部門（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）のチェックを受けた上で、承認権限を有するものが適切に承認しているか。また、当該要領等の運用状況についても定期的に、市場部門、保険商品を開発する部門及び時価算定を担当する部門から独立した他の部門のチェックを受けているか。
- (iii) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。また、時価の算定については、自らの責任で行っているか。特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。
- (iv) 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。

8. 特定取引関連（特定取引勘定設置保険会社の場合）

①【内部規程等の整備】

区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記Ⅲ. 7.

①に加え、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更の際しても制定の際に準じた手続をとっているか。

イ. 規則上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール

- ・ 特定取引目的の定義
- ・ 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限
- ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間の運用担当者の兼務の制限
- ・ 勘定間の振替の禁止（ただし、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く。）
- ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識

ロ. 特定取引を行う部門の管理者の権限及び義務

ハ. 内部規程等の遵守義務及び変更手続

ニ. 内部取引を行う場合のルールと管理の方法

- ・ 内部取引の定義及び対象
- ・ 内部取引を行う場合の基本方針
- ・ フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認
- ・ 内部取引を行う場合の承認手続及び保存書類

ホ. 委託取引を行う場合のルール

②【組織及び人員の分離】

特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。

なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合には、必ずしもこの組織区分は求めない。

③【帳簿の管理】

特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。

④【特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止】

特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）

⑤【恣意的な勘定選択の禁止】

本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。

⑥【内部取引の適正性】

同一保険会社内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する内部規程）等に沿って適正に行っているか。

⑦【時価算定の客観性の確保】

特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下の項目が含まれているか。

- イ. 規則で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）
- ロ. 内部取引が時価により行われるなど、内部規程等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。
- ハ. 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。
- ニ. 意図的な損益調整が行われていないか。

⑧【情報開示】

ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の項目を開示しているか。

- イ. 特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）
- ロ. 時価の客観性確保手段等
- ハ. 特定取引勘定に係る財務情報

(別紙2)

I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により保険会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。
- 保険会社における信用リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な信用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、保険会社が採用すべき信用リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な信用リスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、信用リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、信用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、信用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）を統合した上で、保険会社と重要なグループ会社とを（法令等に抵触しない範囲で）一体として管理することの必要性について理解しているか。ま

た、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の信用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は信用リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【融資部門等の戦略目標の整備・周知】

取締役会等は、信用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標と統合的な融資部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。融資部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等の経営体力を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ 収益確保を優先するあまり信用リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な信用リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。
- ・ 特定の業種又は特定のグループなどに対する信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。

③【信用リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 信用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 信用リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、信用リスク管理方針に則り、信用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「信用リスク管理規程」という。）を信用リスク管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、信用リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、信用リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【信用リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に則り、信用リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。¹
- (ii) 取締役会は、信用リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、信用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。²
- (iv) 取締役会等は、信用リスク管理部門について融資部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【融資部門等における信用リスク管理態勢の整備】

取締役会等は、管理者又は信用リスク管理部門を通じ、管理すべき信用リスクの関係する部門（例えば、融資部門）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に融資部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し信用リスク管理の状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。³

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、信用リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定

¹ 信用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が信用リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が信用リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

² 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

³ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁴例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 信用リスク管理態勢の整備状況
- ・ 信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信用リスク管理プロセスの適切性
- ・ 信用リスク評価方法（手法、前提条件等を含む。）の妥当性
- ・ 信用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 信用リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【信用リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての信用リスク管理の状況に関する情報に基づき、信用リスク管理の状況を的確に分析し、信用リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて

⁴ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び信用リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【信用リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、信用リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、信用リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と統合的な信用リスク管理規程を策定しているか。信用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【信用リスク管理規程の内容】

信用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 信用リスク管理部門の役割・責任（問題債権として管理が必要な債権の範囲及び問題先に対する取組方針を含む。）及び組織に関する取決め
- ・ 信用リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 信用リスク評価方法に関する取決め
- ・ 信用リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③ 【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に基づき、適切な信用リスク管理を行うため、信用リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門又は資産運用リスク管理部門へ速やかに報告する態勢

を整備しているか。

- (iii) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い信用リスク管理システム⁵を整備しているか。
- (iv) 管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (v) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【信用リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に信用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて信用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 信用リスク管理部門の役割・責任⁶

①【審査部門の役割・責任】

- (i) 審査部門は、例えば、融資部門等から独立し、審査部門の担当取締役は融資部門等の取締役が兼務していないなど、融資部門等の影響を受けない体制となっているか。なお、審査部門が融資部門等から独立していない場合及び審査部門の担当取締役が融資部門等の取締役と兼務している場合には、適切な審査を行うための牽制機能が確保されているか。
- (ii) 審査部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査及び管理を行っているか。例えば、外部格付に過度に依存していないか。また、シンジケート・ローンに参加する場合、借入人について適切に実態を把握し融資判断を行っているか。さらに、シンジケート・ローンやプロジェクト・ファイナンスへの参加等において、いわゆるコベナンツを用いる場合には、これを適切に設定・管理を行う態勢となっているか。⁷
- (iii) 審査部門は、融資部門において、審査部門の指示が適切に実行されているか検証しているか。

②【与信管理部門の役割・責任】

- (i) 与信管理部門は、与信先の業況推移等の状況等について、保険会社と重要なグループ会社とを（法令等に抵触しない範囲で）一体として管理する機能と権限を有し

⁵ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

⁶ 信用リスク管理部門として以下に記載のある審査部門、与信管理部門及び問題債権の管理部門について、組織形態としてこれらの部門が設置されているかを検証するのではなく、これらの部門の役割・責任が機能として果たされているかを検証することに留意する。

⁷ コベナンツについては、他の部門が継続管理する場合もあることに留意する。

ているか。また、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフ・バランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する態勢となっているか。

- (ii) 与信管理部門は、直面する信用リスクを洗い出し、洗い出したリスク・プロファイルを踏まえ、管理対象とするリスクを特定しているか。また、当該保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行っているか。

（信用格付についてはⅢ. ①【信用格付】、信用リスクの計測手法については、Ⅲ. ⑦【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】を参照）

- (iii) 与信管理部門は、クレジット・リミットの設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしているか。

（クレジット・リミットについては、Ⅲ. ②【クレジット・リミット】、信用集中リスクの管理についてはⅢ. ③【信用集中リスクの管理】を参照）

- (iv) 与信管理部門は、与信ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理するとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取り締役会等に報告しているか。

- (v) 与信管理部門は、償却・引当額が信用リスクに見合ったものとなっているか、検証しているか。また、償却・引当額を正確に取り締役会に報告しているか。

- (vi) 与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。

③【問題債権の管理部門の役割・責任】

- (i) 問題債権の管理部門は、問題債権が保険会社の経営の健全性に与える影響を認識し、信用リスク管理規程に基づき、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握する態勢を整備しているか。

- (ii) 問題債権の管理部門は、信用リスク管理規程に基づき、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、債務者等の要請に基づき、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っているか。

- (iii) 問題債権の管理部門は、問題債権の状況について取締役会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、信用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。これらの項目の検証に当たっては、商品特性を考慮しつつ、これらの項目の趣旨を踏まえて検証をする必要がある。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

① 【信用格付】

信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。

- (i) 信用格付は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。
- (ii) 信用格付は、正確かつ検証可能な客観性のある形で付与されているか。また、適切な有効期限を設ける等により、適時に見直す態勢となっているか。さらに、延滞の発生、資金繰り悪化、業績の悪化、親会社支援の変化、大口販売先の倒産等の情報を適時適切に信用格付に反映する態勢となっているか。

② 【クレジット・リミット】

- (i) 大口の与信や反復・継続的な与信を行う場合等においては、必要に応じて予めクレジット・リミット（与信額の上限、与信総額に占める比率の上限、与信方針の再検討を行う与信額等）を設定しているか。具体的な設定や見直し等の管理は、取締役会等の承認を受けて定められた基準に従い、営業推進部門等から独立した与信管理部門が行っているか。
- (ii) 与信管理部門は、クレジット・リミットを超えた際の与信管理部門（必要に応じ取締役会等）への報告体制、権限、手続等を定めたクレジット・リミットに係る内部規程・業務細則等を策定しているか。また、当該規程等に従って適切にクレジット・リミットの管理を行っているか。

③【信用集中リスクの管理】

- (i) 保険会社の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、合理的な基準により抽出・把握し、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行い、個別に管理する態勢となっているか。大口先の抽出・把握は、関連企業も含めた企業グループを総体的に対象としたものとなっているか。
- (ii) 取締役会等は、自ら大口与信先を的確に把握し、大口与信先の信用リスク管理を主体的に行っているか。
- (iii) 特定の業種、地域、商品等のリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、それぞれのポートフォリオのクレジット・リミットの設定や債権流動化等による信用リスクの分散化により、適切に管理する態勢が整備されているか。

④【個別案件審査・管理】

- (i) 保険契約獲得のための融資や投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶など、健全な事業を営む融資先に対する円滑な資金供給を果たすための適切な審査態勢が整備されているか。
また、当局が定める保険検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。
- (ii) 中小・零細企業等に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小・零細企業等の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。
- (iii) 有価証券の投資について、貸付等と合わせ、信用供与が特定業種、特定発行体（カントリー・リスクを含む。）に偏重しないような銘柄設定基準の設定を行うなど、信用リスクを踏まえた基準を設定しているか。また、特にハイリスク商品への投資については厳重に管理できる基準を設定しているか。

⑤【問題債権の管理】

- (i) 問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、債務者等の要請に基づき、必要に応じて会社分割、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。
- (ii) 延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行っているか。
- (iii) 問題債権を売却・流動化（証券化）することによりオフ・バランス化する場合には、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。

また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穩を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

⑥【償却・引当額の検証】

取締役会等は、償却・引当額の報告を受けた際、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっていることを検証しているか。

⑦【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】

(i) 信用リスク計測態勢の確立

イ. 信用リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

ロ. 信用リスク管理方針のもとで、信用リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。

a. 当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロフィール

b. a. を踏まえた信用リスク計測手法の基本設計思想

c. b. に基づいた信用リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）

d. c. から生じる信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性

e. d. を検証するための検証方法の内容

ハ. 資本配賦運営⁸を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

(ii) 取締役及び監査役の適切な関与

イ. 信用リスク計測手法への理解

a. 取締役は、信用リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。

b. 担当取締役は、当該保険会社の業務について必要とされる信用リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。

c. 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、信用リスク計測手法について理解を深めているか。

ロ. 信用リスク管理への取組み

取締役は、必要に応じ、信用リスク計測手法による信用リスク管理に積極的に関与しているか。

⁸ 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

(iii) 信用リスクの計測

イ. 統一的な尺度による信用リスク量の計測

信用リスク量を、統一的な尺度で定量的に把握しているか。統一的な尺度は、全ての必要な信用リスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的な尺度で十分な把握・計測を行っていない信用リスクが存在している場合には、補完的な情報を用いることにより、経営上の意思決定に際して、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

信用リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いた VaR 法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

ロ. 継続的な検証、ストレス・テスト

a. 与信管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。

b. 与信管理部門は、信用リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、ストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、信用リスクのストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

ハ. 計測手法等の検証態勢及び管理態勢

信用リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、信用リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、信用リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に信用リスク計測手法の管理を行っているか。

(iv) 信用リスク計測手法に関する記録

信用リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

(v) 監査

イ. 監査プログラムの整備

信用リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

ロ. 内部監査の監査範囲

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 信用リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性

- ・ 信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- ・ 信用リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ 信用リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 信用リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ 信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 信用リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 継続的な検証（バック・テスト等）のプロセス及び結果の適正性

ハ. 監査結果の活用

与信管理部門は、監査の結果を踏まえて、信用リスク計測手法を適切に見直しているか。

(vi) 外部業者が開発した信用リスク計測モデル⁹

イ. 信用リスク計測態勢の適切性

- a. 保険会社の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、信用リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。
- b. 保険会社の与信管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか。

ロ. 信用リスク計測モデルの適正性

- a. 計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計測モデルの妥当性について検証しているか。
- b. 計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。
- c. 保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

ハ. 信用リスク計測モデルの開発業者の管理

- a. 継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。
- b. 信用リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。
- c. モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

⑧【市場取引に係る信用リスク管理】

(i) 市場取引に係る信用リスク量の計測

信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間ごとの掛目を乗ずる方式）で把握してい

⁹ 信用リスクの計測を外部委託している場合は、当該検証項目を準用して検証を行う。

るか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる場合や海外拠点を設置して市場取引を行う場合には、信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。

(ii) ポジション、時価評価、信用リスク量のオンバランスとオフバランス一体管理

少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先ごとのオンバランスとオフバランス一体での信用リスク量を正確に把握しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、取引先ごとの個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオンバランスとオフバランス一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について適時かつ正確な情報提供を行っているか。

(iii) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立

取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。

クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場部門等から独立した部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。

(iv) クレジット・リミットに係る規程の整備及びクレジット・リミットの適切な管理

クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続等の規程を明確に定めているか。

また、規程に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる保険会社にあつては、信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規程に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。

なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規程を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。

(v) リスク軽減措置の活用

信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。